

川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川島町決定）

川越都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

告 示 年 月 日
令和 年 月 日

川越市・日高市 ・川島町		
種 類	面 積	備 考
防火地域	約 21.5 ha	
準防火地域	約 429.9 ha	日高市：高麗川駅東口地区 約3.9ha増 川島町：川島インターチェンジ南側地区 工業地域（200／60）約30.1ha増

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

（日高市）高麗川駅東口地区については、駅東口の開設、東口駅前広場及び都市計画道路高麗川駅東口通線の整備に併せ、駅前地区の利便性を生かした商業系市街地の形成を図るにあたり、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを目指すため、準防火地域を指定するものです。

（川島町）土地区画整理事業による基盤整備が確実になったことから、区域区分の変更等にあわせ、建築物等の不燃化・延焼防止を図り、火災に強い安全な産業団地の形成をめざすため、準防火地域を定めるものです。

川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川島町決定）

川越都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

告 示 年 月 日
令和 年 月 日

川島町		
種 類	面 積	備 考
防火地域	約 0.0 ha	
準防火地域	約 95.7 ha	川島インターチェンジ南側地区 工業地域（200／60）約30.1ha増

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

土地区画整理事業による基盤整備が確実にになったことから、区域区分の変更等にあわせ、建築物等の不燃化・延焼防止を図り、火災に強い安全な産業団地の形成をめざすため、準防火地域を定めるものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（川島町：川島インターチェンジ南側地区）についての理由を示したものです。

I. 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画は、都心から約40km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【川島町：川島インターチェンジ南側地区】

本地区は、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの南側に隣接し、一般国道254号の沿線に位置しています。

II. 変更理由

【川島町：川島インターチェンジ南側地区】

土地区画整理事業による基盤整備が確実にになったことから、区域区分の変更等にあわせ、建築物等の不燃化・延焼防止を図り、火災に強い安全な産業団地の形成をめざすため、準防火地域を定めるものです。

III. 変更内容

【川島町：川島インターチェンジ南側地区】

本地区においては、現在防火地域及び準防火地域の指定はありません。
以下の表のとおり新たに準防火地域を指定します。

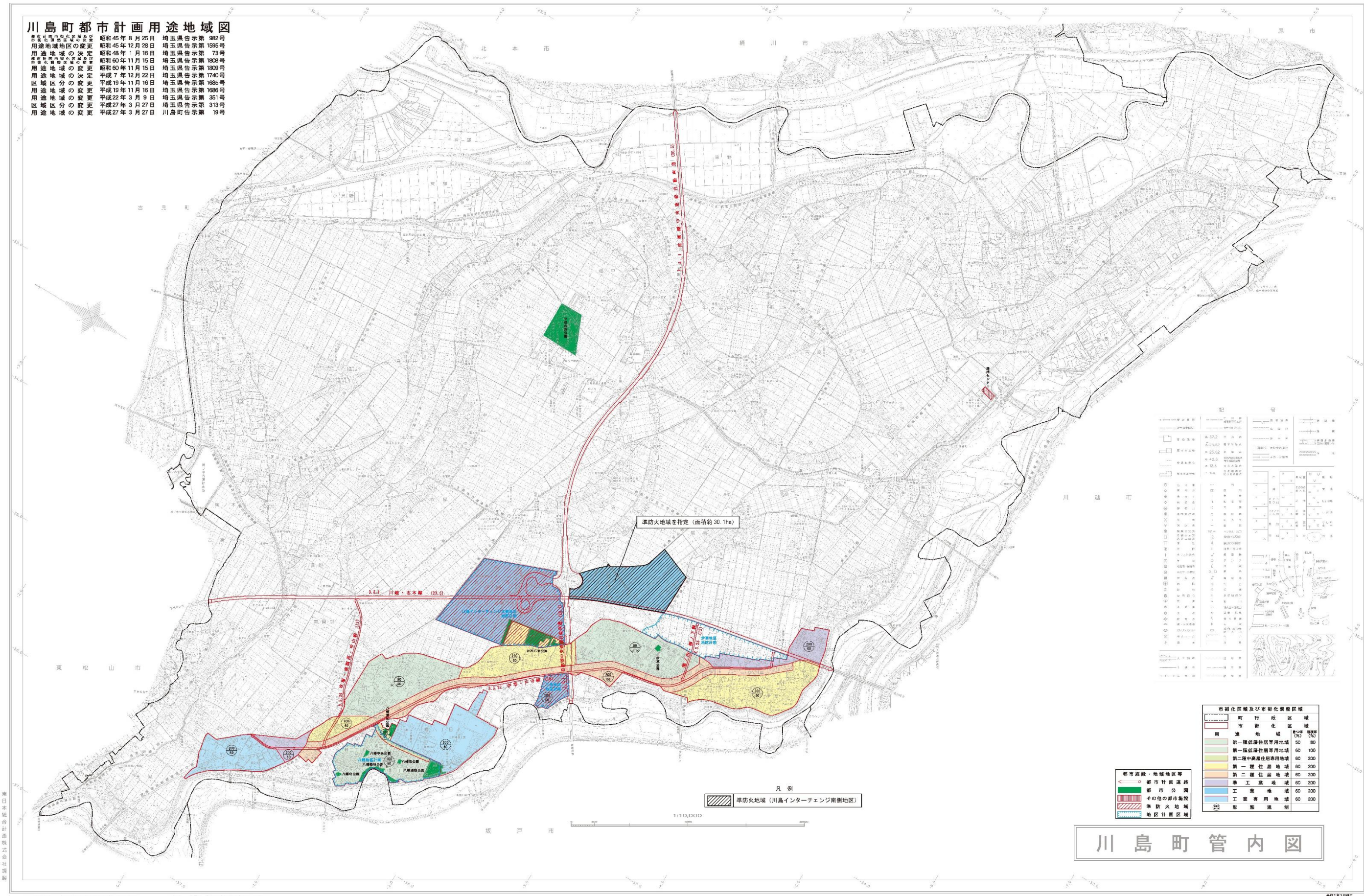
新		旧	
種類	面積	種類	面積
準防火地域	約30.1ha	-	約30.1ha

IV. 関連する都市計画

防火地域及び準防火地域の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 区域区分（埼玉県決定）
- ② 用途地域（川島町決定）
- ③ 道路（埼玉県決定）
- ④ 下水道（川島町決定）
- ⑤ 土地区画整理事業（川島町決定）
- ⑥ 地区計画（川島町決定）

総括図



計画図(変更後)

